

# スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール審査基準

## 1 採択案件の決定方法

申請された事業内容について審査を行い、事業の予算の範囲内で、合計得点や地域のバランス等を総合的に勘案して決定する。

## 2 審査方法

申請された企画提案書等に基づき、文部科学省に設置したスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール企画評価会議において、委員が審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

## 3 評価方法

- (1) ①～④の評点を2倍した値と⑤～⑨の評点を合計したものを各企画評価会議委員の評点とする。
  - ・①～④の審査項目については【評価基準1】のとおり5段階評価とする。
  - ・⑤～⑧の審査項目については【評価基準2】のとおり3段階評価とする。
  - ・⑨の審査項目（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価）については【評価基準3】の該当する認定等の中で最も配点の高い区分により評価を行う。
- (2) 各企画評価会議委員の評点の平均を申請校の得点（53.5点満点）とし、委員が別途付した意見も総合的に勘案して評価を行う。
- (3) 「学科連携による実施」を希望する申請校の審査については、
  - ・他学科との連携が、各学科の教育の一層の充実に繋がっているか
  - ・学科間の十分な連携体制ができているか
  - ・各大学科の取組が有機的に連携し、一貫性のある研究計画となっているか
  - ・連携して取り組むことにより相乗的な成果が期待できるかという点にも留意した評価を行う。
- (4) 合計得点が20点以下の場合は採択しない。

### 【審査項目】

- ① 地域の実情、特色、職業教育のニーズ、新たな課題（社会的ニーズ）等に対応できる人材を育成し、専門性の深化を図る先進的な新規性ある取組となっているか
- ② 研究目標や育成すべき人物像及び身に付けさせたい資質・能力が明確で、それらが具体的な研究計画や開発すべき人材育成プログラム（カリキュラム）に反映され、妥当かつ実現可能な内容となっているか
- ③ 関係機関や産業界、他の学校種等との連携体制はできているか
- ④ 事業による効果や年次的な達成度が定性的・定量的に評価・検証できるようになっているか
- ⑤ 提案内容に対して妥当な経費が示されているか
- ⑥ 委託事業終了後も自主的・自立的に研究を継続・発展していけるか
- ⑦ 他校・他地域でも成果を活用できるような内容か
- ⑧ 他校・他地域への普及方策が的確に計画されているか
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか

### 【評価基準1】

- 5：非常に優れている
- 4：優れている
- 3：妥当である
- 2：やや不十分である
- 1：不十分である

## 【評価基準2】

- 3：優れている
- 2：妥当である
- 1：不十分である

## 【評価基準3】（最大1.5点）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。